

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.11	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	<p>造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。</p> <p>二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け</p>	<p>造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。</p> <p>二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。</p>

			<p>入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>	<p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>
2	P.11-12	○3つ目	<p>○ 初めて造船・船用工業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、必要な協力</p>	<p>○ 造船・船用工業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、必要な協力を行う</p>

			を行うなどしなければなりません。	などしなければなりません。
3	P.12	○4つ目	<p>○ 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、当該登録支援機関も、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入する必要があります。</p> <p>○ 初めて、造船・船用工業分野において、1号特定技能外国人の支援を実施する場合は、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、協議会に加入する必要があります。</p> <p>○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、委託を行った特定技能所属機関において、特定技能外国人の受入れができなくなります。</p>	<p>○ 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、当該登録支援機関も、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入する必要があります。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
4	P.12	【確認対象の書類】 ○2つ目	<p>○ 特定技能所属機関が協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第7-1号)(特定技能所属機関) ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関) 	<p>○ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)</p> <p>※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。</p>
5	P.12	○3つ目	<p>○ 登録支援機関が協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第7-2号)(登録支援機関) 	<p>○ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)</p> <p>※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関） 	<p>けて支援を行う場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。</p>
6	P.12-13	【留意事項】	<p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第7-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する

			<p>構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には、当該申請は不許可となることに留意してください。 	<p>協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第7-2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には、当該申請は不許可となることに留意してください。
7	P.14	第4 適合1号特定技能外国人支援計	造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第	造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2

	<p>画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。</p> <p>二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していな</p>	<p>条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。</p> <p>二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。</p>
--	---	--	---

			<p>い場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>	<p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。</p>
8	分野 参考様式 第7-1号	【誓約事項】 3	<p>3. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れている場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</p>	<p>3. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。</p>
9	分野 参考様式 第7-1号	【誓約事項】 6	<p>6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</p> <p>(1) 協議会の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>(略)</p>	<p>6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</p> <p>(1) 協議会の構成員であること。</p> <p>(略)</p>

10	分野 参考様式 第7-2号	【誓約事項】 1	1. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号にかかるものに限る。以下同じ。）の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	1. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
----	---------------------	-------------	---	--